

子発 0426 第 1 号  
平成 30 年 4 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が保育所の居室の床面積に係る条例を定める際には、原則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）第 32 条に従うことが求められるところ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成 23 年厚生労働省令第 102 号）により、特例的に、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容の条例を制定することができる地域（以下「特例地域」という。）の要件を定めているところである。

今般、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定。以下「分権対応方針」という。）を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 62 号。以下「改正省令」という。）が平成 30 年 4 月 26 日付で別添のとおり公布され、同日施行されたところである。

改正省令の改正の趣旨及び概要並びに留意事項は下記のとおりであるので、貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係団体等に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

### 1 改正の趣旨

分権対応方針により、特例地域の要件について、「市町村が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成 29 年度中に結論を得る」こととされたことを踏まえ、所要の改正を行ったこと。

### 2 改正の概要

#### (1) 特例地域の要件について

特例地域の要件について、下記①から③までの条件を満たす地域を追加すること。

- ① 当該年度の前々年の 4 月 1 日時点において、当該市町村における待機児童の数が 100 人以上であること。
- ② 当該年度の前々年の 1 月 1 日時点において、当該市町村の住宅地の公示価格の平均額が、三大都市圏の住宅地の公示価格のうちの最低額を超えていること。
- ③ 次に掲げる事項を公表していること。
  - ア 特定教育・保育施設等の整備の用に供する土地の確保その他の教育保育の提供体制を確保するために講じている事項
  - イ 上記の措置を講じてもなお、特定教育・保育施設等の整備の用に供する土地を確保することが困難である旨及びその理由

#### (2) 特定教育・保育施設の整備の用に供する土地の確保のための事項及び公表について

(1) ③アに掲げる事項としては、原則として、下記に掲げる事項全ての取組を行うこと。また、2(1)に掲げる特例の適用に当たっては、下記に掲げる事項に取り組んでいる旨及び土地を確保することが困難である旨並びにその理由を HP に公表すること。その際、市町村において下記事項の一部につき取り組んでいない場合には、その旨及び理由についても併せて公表すること。

なお、市町村において、下記事項以外に、独自に取り組んでいる特定教育・保育施設等の整備の用に供する土地の確保その他の教育保育の提供体制を確保するために講じている事項がある場合については、当該事項についても公表すること。

- ・ 国有地、都道府県有地、市町村有地、都市公園、郵便局、学校等の

余裕教室、民有地マッチング等の活用による保育所等の設置促進

- ・大規模マンションでの保育所等の設置促進
- ・賃貸借方式を活用した保育の受け皿整備
- ・多様な保育の実施（小規模保育事業、家庭的保育事業 等）
- ・送迎バスにより広域的に保育所等を利用する事業の実施
- ・保育所等の土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免
- ・認定こども園への移行促進
- ・幼稚園における預かり保育（長時間化・通年化）及び一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）等による2歳児受け入れの推進
- ・認可外保育施設の認可化移行支援の促進

### 3 特例地域の指定に向けた手続きについて

特例地域については、従前より、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域」（平成23年厚生労働省告示第314号）により厚生労働大臣が指定しているものであり、2（1）に掲げる特例の適用を受けることを希望する都道府県については、当該適用を受けようとする前年の7月1日までに、別紙様式及び関係書類（※）により、厚生労働省に申請すること。

※ 関係書類とは、特定教育・保育施設の整備の用に供する土地の確保のための措置につき、市町村が取り組んでいる措置の内容に係る書類等を指す。

### 4 施行日

改正省令は、平成30年4月26日から施行する。

(別紙：掲示様式)

特定教育・保育施設の整備の用に供する土地の確保のための措置

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第62号）第二号ハの規定に基づき、関係書類を添えて報告致します。

1 特定教育・保育施設の整備の用に供する土地の確保のための措置

(記載例)

【〇〇市】

- ・ 国有地、都道府県有地、市町村有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室、民有地マッチング等の活用による保育所等の設置促進
- ・ 大規模マンションでの保育所等の設置促進
- ・ 賃貸借方式を活用した保育の受け皿整備
- ・ 多様な保育の実施（小規模保育事業、家庭的保育事業 等）
- ・ 送迎バスにより広域的に保育所等を利用する事業の実施
- ・ 保育所等の土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免
- ・ 認定こども園への移行促進
- ・ 幼稚園における預かり保育（長時間化・通年化）及び一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）等による2歳児受け入れの推進
- ・ 認可外保育施設の認可化移行支援の促進

※ 2（2）に掲げる事項のうち、その一部につき取り組んでいない場合には、その旨及び理由を記載すること。

2 特定教育保育施設等の整備の用に供する土地を確保することが困難である旨及びその理由

(記載例)

- ・ 流入する子育て世帯への対応のため、マンション建設が進み、新規に保育園を開設する土地を確保することが困難である。

3 公表場所（HP等の公表場所を記載）